

## 処 分 基 準

平成30年10月24日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 抱 条 項：第19条の10第1項
処 分 の 概 要：認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>古物営業法施行規則第19条の5第2号から第5号まで又は第7号（古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）、第19条の6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）</p> <p>古物営業法第21条の5第3項（表示の禁止）、第21条の7（競りの中止）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>古物営業法施行規則第19条の10第1項各号に該当する場合に、認定を取り消すこととする。ただし、次のように認定古物競りあっせん業者に帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかにこれを是正、回復等することができ、現にその是正、回復等をしようとしているときなどを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人の責めに帰すことができない事由により法人の業務を行う役員が規則第19条の5第2号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。</li></ul>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：

## 処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 抱 条 項：第19条の14第1項
処 分 の 概 要：認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>古物営業法施行規則第19条の12、第19条の5第2号から第5号まで又は第7号（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）、第19条の6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）</p> <p>古物営業法第22条第4項、第3項（認定外国古物競りあっせん業者に対する報告徴収）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>古物営業法施行規則第19条の14第1項各号に該当する場合に、認定を取り消すこととする。ただし、次のように認定外国古物競りあっせん業者に帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかにこれを是正、回復等することができ、現にその是正、回復等をしようとしているときなどを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人の責めに帰すことができない事由により法人の業務を行う役員が規則第19条の12において準用する規則第19条の5第2号から第5号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。</li></ul>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：

## 処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 抱 条 項：第29条
処 分 の 概 要：盜品売買等防止団体に係る承認の取消し
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め：古物営業法施行規則第23条（盜品売買等防止団体に係る承認）
<p>処 分 基 準：</p> <p>古物営業法施行規則第29条各号に該当する場合、次のように帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、かつ、当該事態を速やかに是正、回復等することが可能であると認められる場合で、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、承認を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人の責めに帰すことができない事由により法人の役員が古物営業法第4条第1号から第7号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。</li></ul>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：